

# 2021年シンガポール予算案 税制改正の概要

(2021年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

シンガポール事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所が現地会計事務所 SCS Global Consulting(S) Pte Ltdに作成委託し、2021年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdが係わる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係わる問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・シンガポール事務所  
E-mail：SPR@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

## 目次

I. 予算案の概要	1
II. 法人税	1
1. 法人税の税率と税額控除	1
2. 税務上の未控除減価償却および未控除欠損金（以下、適格控除）の繰り戻し期間の拡大	1
3. 機械設備の取得価額に係わる加速償却	1
4. 適格内装工事費用の加速償却	2
5. 国際化スキームにおける二重控除の延長・拡充	2
6. 寄附金控除の延長	3
III. 金融業向けの優遇税制	3
1. 適格リテール債券に係る初期費用の二重控除の延長	3
2. 金融業を対象とした源泉税免除の延長	3
3. 仕組み商品の支払に対する源泉税免除の延長	5
4. 店頭(Over-The-Counter, OTC)金融デリバティブの源泉税免除の延長	5
5. 保険業に係る優遇税制の失効	5
IV. 個人所得税	5
1. 個人所得税の税率および税額控除	5
V. Goods and Services Tax (GST)	6
1. GST 税率	6
2. 輸入に係る GST 課税の対象範囲の拡大	6
3. メディア販売に係る GST ゼロ・レート課税（免税）の判定基準の変更	6
VI. その他	7
1. 雇用支援制度（Jobs Support Scheme：JSS）の延長	7
2. 雇用促進助成金（Jobs Growth Incentive：JGI）の延長と拡充	8
3. 給与補助金制度（Wage Credit Scheme：WCS）の拡充	9
4. 外国人労働者政策	10
(1) 特定業種の S パス保持者の割合引き下げ	10
(2) 外国人雇用税（Foreign Worker Levy：FWL）の据え置き	10

# 2021年シンガポール予算案（税制改正）の概要

## I. 予算案の概要

2021年2月16日、ヘン・スイキヤット副首相兼財務大臣により、2021年度（2021年4月～2022年3月）予算案が発表された。法人税率、個人所得税率、源泉税率、GST税率に変更はなく、設備投資等の加速償却、特定業種を対象とした優遇税制の延長・拡充等が提案されている。

また、新型コロナウイルス（COVID19）の感染拡大による打撃が大きい産業に対する緩和策として、雇用支援制度などの助成金の延長や現地従業員の雇用促進策の延長が含まれている。GSTについては、2021年までは7%のままで、2022年から2025年の間のいずれかの時点において9%に引き上げられる予定である。

- ・ 税務当局（Inland Revenue Authority of Singapore : IRAS）：  
2021年予算案、税制改正の概要「[Budget 2021 - Overview of Tax Changes](#)」
- ・ ジェトロ「[2021年度政府予算、新型コロナ対策の継続支援に110億Sドル](#)」

## II. 法人税

### 1. 法人税の税率と税額控除

シンガポールの法人税率は2010年賦課年後より17%で変更なく、2020年賦課年度より最初のS\$10,000は75%免税、次のS\$190,000は50%免税が適用されている。キャッシュフロー改善等を目的とした税額控除は、提案されなかった。

### 2. 税務上の未控除減価償却および未控除欠損金（以下、適格控除）の繰り戻し期間の拡大

一定の要件を満たす場合、S\$100,000を上限として、当賦課年度の適格控除を繰り戻して、直前の賦課年度の課税所得との相殺が認められている。

2021年賦課年度（2020会計年度）については、2020年賦課年度と同様に、S\$100,000を上限として、一定の要件を満たす場合、適格控除を直前の3年賦課年度において発生した課税所得と相殺可能とすることが提案された。

IRAS : 「[Loss Carry-Back Relief](#)」

### 3. 機械設備の取得価額に係わる加速償却

税務上の減価償却（Capital Allowance : CA）が認められている全ての資産は、1～3年で各賦課年度につき定額償却による損金算入が認められている。

2021 賦課年度（2020 会計年度）に取得した機械設備については、2020 賦課年度と同様に、上記のルールに加えて、以下の通り、2 年間で CA として損金算入可能とすることが提案された。加速償却を選択した場合、他の償却方法には変更できない。

- a) 1 年目（2022 賦課年度）は取得価額の 75%を CA として損金算入する。
- b) 2 年目（2023 賦課年度）は取得価額の 25%を CA として損金算入する。

CA については、一定の要件を満たす場合、課税所得が生じる賦課年度まで繰り延べて課税所得と相殺できるが、加速償却を選択した場合、CA の繰り延べは認められない。

IRAS : [「Calculating Capital Allowances」](#)

#### 4. 適格内装工事費用の加速償却

事業目的で適格内装工事費用を支出した場合、当該支出が発生した基準年度以降の連続する 3 賦課年度において損金算入することが認められている。

2021 賦課年度（2020 会計年度）については、2020 賦課年度と同様に、1 賦課年度での損金算入を可能とすることが提案された。連続する 3 賦課年度における当該費用上限額は、S\$ 300,000 で現行ルールから変更ない。加速償却を選択した場合、取り消しは不可。

IRAS : [「Tax Treatment of Business Expenses」](#)

#### 5. 国際化スキームにおける二重控除の延長・拡充

企業の更なる国際化の支援を目的とした DTDi (Double Tax Deduction for Internationalisation) スキームの対象範囲を拡大し、エンタープライズシンガポール (Enterprise Singapore, ESG) に承認された仮想見本市への参加において支出する特定の次の費用を対象とすることが提案された。

- a) 仮想展示会場、ブースへのアクセス、資料作成、商談やマッチセッション、ピッチ、製品発表や講演枠、ウェビナーやカンファレンスならびにイベント後の分析のためにイベント主催者が請求するパッケージ費用
- b) 仮想展示会で使用するデジタルコンテンツ及び販売促進資料のデザインや製作に係る外部費用
- c) 一定の要件を満たした場合、仮想見本市を通して知った潜在顧客への原材料やサンプル品の海外への輸送費

海外投資調査の出張における適格支出には、出張中に使用される材料やサンプル品の輸送費についても二重控除の対象となる。

さらに、ESG や Singapore Tourism Board (STB) による事前承認を必要としない適格活動の対象範囲が拡大され、現行の年間支出額 S\$ 150,000 を上限として、次の活動も対象となる。

- a) ESG により承認された製品およびサービスの認証取得（主に海外市場での買い手を増やすため）
- b) 海外における広告宣伝活動
- c) 海外市場向けパッケージのデザイン
- d) 承認された国内の出版物での広告
- e) ESG により承認された仮想見本市への参加

2021年2月17日以降に発生した費用に対して、上記対象範囲の拡大が適用される。詳細は、ESG から公表されている。

IRAS：「[Double Tax Deduction for Internationalisation Scheme](#)」

ESG：「[Double Tax Deduction for Internationalisation \(DTDi\)](#)」

## 6. 寄附金控除の延長

2016年1月1日から2021年12月31日まで、政府指定の非営利団体（Institution of a Public Character, IPC）およびその他の適格受給者への寄附金に対して、250%の所得控除が適用される。

寄附を引き続き奨励する目的で、250%の所得控除の適用期間を2年延長し、2022年1月1月から2023年12月31日までに行われる適格寄附金も250%の所得控除とすることが提案された。

IRAS：「[Donations](#)」

## III. 金融業向けの優遇税制

### 1. 適格リテール債券に係る初期費用の二重控除の延長

シンガポールで営業または事業を行う債券発行体は、一定の条件を満たした場合、2016年5月19日以降に発生し、同日から2021年5月18日までに発行された適格リテール債券の適格初期費用に対して、二重控除が適用される。

格付けされたリテール債券の発行を促進する目的で、2021年5月19日から2026年12月31日までの間に発行される格付けされたリテール債券に係る適格初期費用についても二重控除の対象とすることが提案された。

### 2. 金融業を対象とした源泉税免除の延長

金融業に従事する事業体が、ローンに関する利子やコミッションの支払いを行う場合、源泉税が免除されている。

a) シンガポール国内の銀行が、事業目的で銀行間/支店間取引として行うローンに関する利子やコミッションの支払い

b) 特定の事業体（注）が、以下の条件を満たし、事業目的で税務上の非居住者に対して行う（シンガポール国内に恒久的施設（Permanent Establishment, PE）がある場合を除く）ローンに関する利子やコミッションの支払い

i) 2011年4月1日より前に発効した契約に基づき、同日から2021年3月31日までの間に支払われるもの

ii) 2011年4月1日から2021年3月31日の間に発効する契約に基づく支払い。この場合、2021年3月31日以降の支払を含め、契約の有効期間中の支払に対して源泉税の免除が適用される。

（注）特定の事業体は次の通りである。

i) 銀行法により認可された銀行またはMAS法により承認された商業銀行

ii) 金融会社法により認可された金融会社

iii) 次の(a)から(c)を満たす承認された事業体、(a) 証券先物法により、資本市場商品の取引および企業の資金調達に係るアドバイザー業務の認可を受けている、(b) 債務または株式発行の引受に関与しているまたは関与する予定である、(c) 免除目的でMASに認可されている

c) 特定の事業体は、以下のいずれかに該当する場合、シンガポールのPEへのローンに関する利子やコミッションの支払いについて、源泉税が免除される。

i) 2012年2月17日より前に発効した契約に基づき、同日から2021年3月31日までの間に支払われた場合

ii) 2011年4月1日から2021年3月31日の間に発効する契約に基づく支払い。この場合、2021年3月31日以降の支払いを含め、契約の有効期間中の支払に対して源泉税の免除が適用される。

上記c)項の場合も、シンガポールのPEは、ローンに関する利子やコミッション支払いについて、法人税申告書で申告する必要がある、特別に免除されている場合を除き、法人税の課税対象となる。

シンガポールの金融セクターの更なる発展を目的として、以下の改正が提案された。

a) 銀行間/支店間取引に係る現行の源泉税免除については、2021年4月1日より法制化され、2031年12月31日に見直される予定である。以下いずれかの条件を満たす場合に適用される。

i) 2021年4月1日より前に発効する契約に基づき、同日より2031年12月31日の間に支払われる場合

ii) 2011年4月1日から2021年3月31日の間に発効する契約に基づく支払い。この場合、2031年12月31日以降の支払いを含め、契約の有効期間中の支払いに対して源泉税の免除が適用される。

上述のb)項およびc)項に係る源泉税免除の適用期間は、2026年12月31日まで延長される。詳細は、通貨金融庁（Monetary Authority of Singapore : MAS）より2021年5月31日までに公表予定である。

IRAS : 「[Payments That Are Not Subject to Withholding Tax](#)」

### 3. 仕組み商品の支払に対する源泉税免除の延長

シンガポールの金融機関が提供する仕組み商品から、個人以外の非居住者（シンガポールに PE がある場合を除く）に対する支払については、2007 年 1 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日に発効する契約に基づく場合、源泉税が免除される。本制度は、2021 年 3 月 31 日に失効する予定である。

シンガポール金融セクターの競争力向上を支援する目的で、源泉税免除の適用期間は 2026 年 12 月 31 日まで延長されることが提案された。詳細は、MAS より 2021 年 5 月 31 日までに公表される予定である。

### 4. 店頭(Over-The-Counter, OTC)金融デリバティブの源泉税免除の延長

シンガポールの金融機関が非居住者（シンガポールに PE がある場合を除く）に支払う OTC 金融デリバティブによる以下の支払いは、源泉税が免除されており、2021 年 3 月 31 日に失効予定である。

a) 2007 年 2 月 15 日より前に発効する契約に基づき、2007 年 5 月 20 日より 2021 年 3 月 31 日の間に支払われる場合

b) 2007 年 2 月 15 日から 2021 年 3 月 31 日の間に発効する契約に基づく支払い。この場合、2021 年 3 月 31 日以降の支払いを含め、契約の有効期間中の支払いに対して源泉税の免除が適用される。

シンガポール金融セクターの優位性を支援する目的で、本制度の適用期間を 2026 年 12 月 31 日まで延長することが提案された。詳細は、MAS より 2021 年 5 月 31 日までに公表予定である。

### 5. 保険業に係る優遇税制の失効

保険業開発 – 特定保険（Insurance Business Development – Specialised Insurance: IBD-SI）制度では、（再）保険業者が特定保険および再保険事業から生じる適格所得に対して、新規認定の場合は 8%、更新された場合は 10%の優遇税率が適用される。

本制度は 2021 年 8 月 31 日に失効予定だが、IBD 傘下の制度を合理化・簡素化する目的で、当初の予定通り廃止される。本制度の適用を受けていた特定保険および再保険事業に従事する保険業者は、IBD 制度に申請可能である。

## IV. 個人所得税

### 1. 個人所得税の税率および税額控除

個人所得税の税率は変更なく、税額控除も提案されなかった。



## V. Goods and Services Tax (GST)

### 1. GST 税率

2021年度は、GST 税率は 7%で据え置き、2022年から2025年の間に9%に引き上げる予定であることが発表された。

### 2. 輸入に係る GST 課税の対象範囲の拡大

航空便または郵便によりシンガポールに輸入される 400 ドル以下の物品については、輸入時に GST は課税対象外となる。また、教育関連、フィットネス関連、遠隔医療等のライブ配信される B2C の非デジタルサービスがシンガポール国外から提供される場合、輸入 GST の対象外となっている。

デジタル経済の発展に伴い、2023年1月1日以降、以下の通り輸入 GST の対象範囲を拡大することが提案された。

a) 航空便または郵便によるすべての物品の輸入については、海外ベンダー登録制度およびリバース・チャージにより GST を徴収する。

b) B2C の非デジタルサービスの輸入については、海外当該サービスを提供する国外事業者は、海外ベンダー登録制度の下、GST 課税業者として登録し、GST 申告・納付を行うことになる。

本改正により、海外事業者とシンガポール国内の事業者に対する GST 課税の取り扱いが同じになることから、デジタル経済の発展において、シンガポール国内の事業者が対等な条件で海外事業者と競争できる環境が整うことになる。

上記の改正の実施にあたり、IRAS は影響を受ける業界の事業者と事前協議を行う予定である。

### 3. メディア販売に係る GST ゼロ・レート課税（免税）の判定基準の変更

メディア販売における GST の免税判定については、以下の通り広告が行われる場所を基準として行われている。

a) 広告が実質的にシンガポール国外で行われる予定の場合、メディア販売は GST 免税

b) 広告が実質的にシンガポール国内で行われる予定の場合、メディア販売は GST 課税対象

メディア販売とは、印刷および屋外広告のための広告スペースの販売、テレビおよびラジオ放送における広告放送時間の販売、電子メール、インターネット、携帯端末によるオンライン広告スペースの販売のことである。

オンライン広告の普及に伴い、広告支出に占める割合が大きくなると予想され、デジタル技術の発展により、メディア販売の提供方法は変わってきており、デジタルメディア販売の行われる場所を判定するのがより困難になって来ている。こういった背景から、メディア販売における免税の判定基準を変更し、

2022年1月1日より、以下の通り、契約上の顧客およびサービスの直接の受益者の居住地国に基づいて行うことが提案された。

- a) 顧客がシンガポール国内に居住している場合には、課税対象。
- b) 顧客がシンガポール国外に居住している場合
  - i) 直接の受益者が、シンガポール国外に居住している場合、または、シンガポールに居住しており、シンガポールで GST 登録している場合には、免税対象。
  - ii) 直接の受益者が、シンガポール国内に居住しており、シンガポールで GST 登録していない場合には、課税対象。

IRAS：「[Providing International Services - Advertising](#)」

## VI. その他

### 1. 雇用支援制度（Jobs Support Scheme：JSS）の延長

JSS は、新型コロナにより経済情勢が不透明な時期に、シンガポール人およびシンガポール永住権保持者（以下、現地従業員）の雇用維持を目的として 2020 年予算案で導入された。

シンガポールおよび外国の政府機関、駐在員事務所等を除くすべての雇用者が対象となる。現地従業員 1 人あたりの月給 S\$ 4,600 を上限として、月給の一部が、雇用者に対して助成金として支給される。以下表のとおり、助成の割合と支給期間は業種により異なる。

新型コロナによる影響が大きい業種の Tier1 と Tier2 については、それぞれ 2021 年 9 月、2021 年 6 月まで JSS を延長することが提案された。

支給月	対象期間	Tier 1	Tier 2	Tier 3A	Tier 3B
2020 年 4～10 月	2019 年 10 月～ 2020 年 8 月	75%	50%	25%	25%
2021 年 3 月	2020 年 9～12 月	50%	30%	10%	10%
2021 年 6 月	2021 年 1～3 月	50%	30%	10%	0%
<b>2021 年 9 月</b>	<b>2021 年 4～6 月</b>	<b>30%</b>	<b>10%</b>	<b>0%</b>	<b>0%</b>
<b>2021 年 12 月</b>	<b>2021 年 7～9 月</b>	<b>10%</b>	<b>0%</b>	<b>0%</b>	<b>0%</b>

（注）上表の太字（2021 年 9 月と 12 月の支給分）は、2021 年予算案での提案

## 業種別 Tier 分類表

Tier		業種
Tier 1		航空業および観光業等 (ホテル、旅行代理店等)
Tier 2		飲食業および小売業等
Tier 3	Tier 3A	その他
	Tier 3B	バイオメディカル、金融サービス、情報通信技術 (ICT)、ネット通販等

JSS は申請不要で、CPF 拠出情報をもとに計算される。

IRAS: 「[Job Support Scheme](#)」

## 2. 雇用促進助成金 (Jobs Growth Incentive : JGI) の延長と拡充

2020年9月から2021年2月に、現地従業員の雇用促進を狙いとした制度で、2020年度の第四次補正予算案で導入された。JGIについては、対象期間が7ヶ月延長され、2021年9月末までとなる。

フェーズ1は、2020年8月時点、フェーズ2は、2021年2月時点の現地従業員の総数、及び月給1,400 Sドルの現地従業員の人数を基準として、それぞれ2020年9月～2021年2月、2021年3～9月の間に、現地従業員数が当該基準より増加した雇用者が対象となる。但し、シンガポールおよび外国の政府機関、駐在員事務所、休眠会社等は対象外となる。

現地従業員が勤務開始する月から、以下表の最大期間に亘りJGIを受給するためには、雇用者は2020年9月から2021年9月の間に現地従業員を採用し、かつ、JGI支給期間中、継続して上述の現地従業員増加の要件を満たす必要がある。

現地従業員が退職する場合には、フェーズ1は、2020年8月時点、フェーズ2は、2021年2月時点の現地従業員に対する退職した現地従業員の比率で、JGI支給額は減額される。JGIの概要は、以下表の通りである。

	フェーズ1	フェーズ2
現地従業員の入社時期	2020年9月～2021年2月	2021年3月～9月
現地従業員の総数、及び月給1,400 Sドルの現地従業員の人数の基準月	2020年8月	2021年2月
採用する現地従業員の年齢が40歳未満の場合	1人あたり月給5,000 Sドルを上限として、月給の25% (最大12ヶ月間)	
採用する現地従業員の年齢が40歳以上の場合	2020年9月～2021年2月については、1人あたり月給5,000 Sドルを上限として、月給の50%	1人あたり月給6,000 Sドルを上限として、月給の50% (最大18ヶ月間)

	2021年3月～9月については、 1人あたり月給6,000Sドルを上限として、月給の50%  (最大18ヶ月間)	
--	---	--

JGIは申請手続きは不要で、支給額はCPF 拠出情報をもとに計算される。IRASは対象企業に郵便でJGI支給額を通知する。対象企業は、myTax Portalで電子通知の閲覧可能である。JGIの支給時期は、以下表の通りである。

JGIの算定基準となるCPF 拠出情報	JGIの支給時期
2020年9月～11月	2021年3月
2020年12月～2021年2月	2021年6月
2021年3月～5月	2021年9月
2021年6月～8月	2021年12月
2021年9月～11月	2022年3月
2021年12月～2022年2月	2022年6月
2022年3月～2022年5月	2022年9月
2022年6月～2022年8月	2022年12月
2022年9月～2022年11月	2023年3月
2022年12月～2023年2月	2023年6月

電子的に銀行口座に振り込まれるため、対象企業は、IRASへのGIRO登録もしくは、PayNow Corporateの登録が必要となっている。

IRAS：[「Jobs Growth Incentive」](#)

### 3. 給与補助金制度（Wage Credit Scheme：WCS）の拡充

WCSは、シンガポール人の昇給の一部を助成する制度で、2013年予算案で導入され、2015年予算案、2018年予算案および2020年予算案で見直されてきた。

企業の生産性上昇、技能向上への投資を引き続き奨励し、より多くのシンガポール人が本制度の対象となることを目的として、2021年についても、対象となるシンガポール人の月給上限額S\$ 5,000に対して2020年と同じく、昇給額の15%を政府が助成することが提案された。

IRAS：[「Wage Credit Scheme」](#)

## 4. 外国人労働者政策

### (1) 特定業種の S パス保持者の割合引き下げ

外国人の雇用規制を強化する方針に基づき、以下表の通り、建設業、造船業、加工業における全従業員に対する S パス保持者の割合の引き下げが提案された。

業種	全従業員に対するワークパミット保持者の割合	
	変更前	変更後
サービス業	35%	変更なし
製造業	60%	変更なし
建設業	87.5%	変更なし
加工業	87.5%	変更なし
造船業	77.8%	変更なし
業種	全従業員に対する S パス保持者の割合	
	変更前	変更後
サービス業	10%	変更なし
製造業	20%	2022 年 1 月 1 日から 18%に、2023 年 1 月 1 日から 15%に段階的に引き下げられることが提案された。
建設業	18%	2020 年予算案での提案通り、2023 年 1 月 1 日から 15%に引き下げられる予定。
加工業		
造船業		

全従業員に対する S パス保持者およびワークパミット保持者の割合の引き下げ後、企業の業務に支障が出ないようにするため、就労許可更新期限までは S パス保持者およびワークパミット保持者を継続して雇用できる。

### (2) 外国人雇用税（Foreign Worker Levy：FWL）の据え置き

造船業および加工業のワークパミット保持者については増額が予定されていたが、すべての業種の FWL が据え置きとなる。

2022 年 7 月 1 日から適用となる S パス保持者およびサービス業、造船業、加工業、製造業のワークパミット保持者の FWL は、2022 年に公表予定である。

MOM：「[S Pass quota and levy requirements](#)」

「[Sector-specific rules for Work Permit](#)」

「[What is the foreign worker levy](#)」